

「中小企業の会計」を適用する方は、融資制度に定める利率から年0.2%引下げとなります。

＜環境・エネルギー対策貸付＞

環境・エネルギー対策資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）」のご融資を通じて、非化石エネルギーの導入や省エネルギーの促進ならびに公害防止および再生資源の有効利用などの環境対策の促進を図るみなさまのお手伝いをさせていただきます。

くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

☆☆☆ 環境・エネルギー対策資金の概要 ☆☆☆

ご利用いただける方	資金のお使いみち	利率（年利%）
1 非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	非化石エネルギー設備（太陽光発電設備など）を導入するために必要とする設備資金	特別利率A=1.85～3.70 特別利率C=1.35～3.20
2 省エネルギー効果のある設備を設置する方（リース・レンタル事業者の方も一部ご利用いただけます。）または特定高性能エネルギー消費設備の導入などを行う方	省エネルギー設備を取得（更新・改造を含みます。）するために必要とする設備資金	特別利率B=1.60～3.45 特別利率J=1.20～3.05
3 ばい煙、揮発性有機化合物など大気汚染の原因となる特定物質を排出する方またはアスベストの飛散防止などを行う方	ばい煙、揮発性有機化合物などの防止設備の取得、アスベストの除去などに必要とする設備資金および運転資金	特別利率B=1.60～3.45 特別利率C=1.35～3.20
4 汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方	水質汚濁（汚水、廃液など）防止設備を取得するために必要な設備資金	特別利率B=1.60～3.45
5 産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方	産業廃棄物の処理関連設備を取得するために必要な設備資金	特別利率B=1.60～3.45 特別利率C=1.35～3.20
6 産業廃棄物をリサイクルするための設備などを導入する方	廃棄物の排出抑制施設、廃棄物・使用済み物品などの再資源化関連施設を取得するために必要な設備資金	特別利率B=1.60～3.45 特別利率C=1.35～3.20
7 超低騒音型、低振動型、排出ガス対策型または低炭素型建設機械などを取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。）	超低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械または特定特殊自動車を取得するために必要な設備資金	基準利率=2.25～4.10 特別利率A=1.85～3.70 特別利率B=1.60～3.45 特別利率C=1.35～3.20
8 自動車NOx・PM法の規制に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える方、排出基準適合車を取得しリースする方、または排出基準非適合車にNOx・PM低減装置を装着させる方	排出基準適合車、NOx・PM低減装置を取得するために必要な設備資金	特別利率A=1.85～3.70 特別利率C=1.35～3.20
9 低公害車を取得する方または低公害車を取得しリースする方	ハイブリッド車、電気自動車、天然ガス自動車、電気充電設備またはポスト新長期規制適合車（ディーゼル車に限ります。）など	特別利率B=1.60～3.45
10 エコアクション21の第三者認証を取得した方および取得が見込まれる方ならびに第三者から協力・助言を得た温室効果ガス排出削減計画に基づき温室効果ガス排出削減に取り組む方	認証を取得又は更新するうえで掲げた環境目標などを達成するために必要な設備資金および運転資金など 温室効果ガス排出削減効果が見込まれる設備の取得に必要な設備資金および当該設備の運用に関する運転資金	基準利率=2.25～4.10 特別利率A=1.85～3.70 特別利率B=1.60～3.45

ご融資額	7,200万円以内（うち運転資金は4,800万円以内）	
ご返済期間	設備資金	15年以内＜据置期間2年以内＞
	運転資金	5年以内（特に必要な場合7年以内）＜据置期間1年以内（特に必要な場合2年以内）＞
お取扱期間	平成24年3月31日まで	

※ お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。利率は平成23年4月13日現在です。
 ※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
 ※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

支店所在地案内

支店の名称	所在地及び電話番号、FAX番号
福岡県	
福岡支店	〒812-8689 福岡市博多区博多駅前3の21の12 TEL (092)411-9111 FAX(092)475-5629
福岡西支店	〒810-0041 福岡市中央区大名1の4の1(NDビル) TEL (092)712-4381 FAX(092)732-6182
北九州支店	〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町1の10の10(大同生命北九州ビル) TEL (093)541-7550 FAX(093)541-7576
八幡支店	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3の1の7(日本生命黒崎ビル) TEL (093)641-7715 FAX(093)642-3004
久留米支店	〒830-0032 久留米市東町36の8(三井生命ビル) TEL (0942)34-1212 FAX(0942)38-7639
佐賀県	
佐賀支店	〒840-0816 佐賀市駅南本町4番21号 TEL (0952)22-3341 FAX(0952)26-9736
長崎県	
長崎支店	〒850-0057 長崎市大黒町10の4 TEL (095)824-3142 FAX(095)826-4467
佐世保支店	〒857-0043 佐世保市天満町2の21 TEL (0956)22-9155 FAX(0956)25-6871
熊本県	
熊本支店	〒860-0801 熊本市安政町4の22 TEL (096)353-6121 FAX(096)359-2450
八代支店	〒866-0857 八代市出町4の17 TEL (0965)32-5195 FAX(0965)33-0648
大分県	
大分支店	〒870-0034 大分市都町2の1の12 TEL (097)535-0331 FAX(097)537-4833
別府支店	〒874-0924 別府市餅ヶ浜町9の1 TEL (0977)25-1151 FAX(0977)25-5344
宮崎県	
宮崎支店	〒880-0805 宮崎市橘通東3の6の30 TEL (0985)23-3274 FAX(0985)23-6075
延岡支店	〒882-8678 延岡市瀬之口町1の3の10 TEL (0982)33-6311 FAX(0982)32-0573
鹿児島県	
鹿児島支店	〒892-8626 鹿児島市名山町1の26 TEL (099)224-1241 FAX(099)226-1471
鹿屋支店	〒893-0006 鹿屋市向江町8の17 TEL (0994)42-5141 FAX(0994)40-3815
川内支店	〒895-0027 薩摩川内市西向田町5の29(明治安田生命川内ビル) TEL (0996)20-2191 FAX(0996)25-0927

※ 上記支店の周辺地図やその他の支店の情報は、当公庫のホームページに掲載されております。

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp>

日本公庫

検索